

○瀬戸市ペット霊園の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市環境への配慮及び公衆衛生保全の見地から、ペット霊園の設置等に必要な指導を行うことにより、市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ペット」とは、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に定める獣畜以外の犬、猫、うさぎ、蛇、かえる等の動物をいう。
- (2) 「ペット霊園」とは、ペットの死骸の火葬に要する焼却炉を有する施設、焼骨を埋葬する施設又は焼骨を納骨する設備を有する施設及びこれらの設備を併せ有する施設をいう。
- (3) 「近隣住民」とは、当該施設の敷地境界線からおおむね100メートル以内に居住する者、当該施設が存する町内会及び自治会をいう。

(設置者及び管理者の責務)

第3条 ペット霊園を設置し、又は管理するものは、地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないように努めなければならない。また、地域の生活環境を悪化させ、又は近隣住民から苦情があったときは、誠意をもって解決に努めなければならない。

(計画の説明等)

第4条 ペット霊園を設置しようとするもの（以下、「事業者」という。）は、近隣住民その他市長が必要と認める者に対して説明会、戸別訪問等により説明を行い、理解を得るように努めなければならない。

(設置基準)

第5条 ペット霊園を設置する場合は、次の基準によるものとする。

- (1) 当該施設に隣接する全ての土地所有者の同意を得ること。
- (2) 焼却炉、墓石等が外部から容易に見通せない措置を施すこと。
- (3) 焼却炉は建築物内に設置すること。
- (4) 焼却炉及び排気口は、事業敷地境界線からおおむね10m以上離して設置すること。ただし、隣接土地所有者の同意がある場合は、この限りでない。
- (5) 死骸を土中に葬る施設の設置でないこと。
- (6) 施設内の臭気について脱臭対策を講じること。

(設置の届出)

第6条 事業者は、法令に基づく申請手続きの前に、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の住所及び氏名
- (2) ペット霊園の名称及び設置計画地
- (3) 設置施設の概要

2 前項の届出書には次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 付近の略図(案内図及び周囲 100 メートル以内の詳細図)
- (2) 敷地及び施設の図面(土地利用計画平面図、公図の写し、建物平面図、立面図等)
- (3) 土地の登記簿謄本
- (4) 土地の所有者その他権利者の承諾書
- (5) 隣接土地所有者の同意書
- (6) 誓約書(設置に係る紛争等に責任をもって処理、解決する旨を記載したもの)
- (7) 周知結果報告書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(変更等の届出)

第7条 前条の届出をした事業者は、計画の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、その理由を記載した変更等の届出書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(公表)

第8条 市長は、この要綱に従わない者について、その事実並びにその者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を公表することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。